

會社係一部令之依り解任せしめん時、生活ノ不安ヲ招
起スルヲ大ニ以テ、解任在在当り及致スル事

日收額ノ九十日分

日收額ノ累出ハ、前条ト同ク

一、解任決定ニ關スル件

能近得取ヲ認メ、解任ヲ決定セシムル事ハ、

一方格以テ、実行スル事、本會議決後、実行スル事

右要求者、通テ決議候系内、熟考シ、上、本會議決後、一時迄、一ヶ月間答ハ

成否光也

大正十四年八月一日

以迄電索株式會社解任從業員代理人

守田 武、佐藤 清、内田武彦、谷野山二郎

商標局長官

總務部長

第一〇五二號

大正十四年八月十八日

警視總監 太田 政弘



内務大臣 若槻禮次郎 殿

東京警備司令官 殿

社會局長 佐田 隆一郎 殿

憲兵司令官 松井 兵三郎 殿

京都 大阪 神奈川 愛知 兵庫

福岡 新潟 各府縣長官 殿

東京地方裁判所 検事 正 殿

14.8.22
第 号